

防府市エコライフ住宅推進事業

この事業は、市民の皆さんが市内の施工業者を利用して、既存住宅の省エネ設備導入、断熱改修もしくは、木材の使用を伴うリフォームの対象工事等を行った際に、必要となる工事費の一部に相当する額の市内共通商品券を交付するものです。

【募集期間】令和7年4月21日(月)～令和8年1月9日(金)

【対象期間】交付決定日以降～令和8年1月31日(土)

【予算】5,000万円 ※予算額に達し次第終了します。

【上限】10万円(※山口県産木材利用時は、助成率と助成上限に上乘せがあります)

【その他】・今年度の当事業のご利用は、住宅所有者一人あたり1回、また、一住宅あたり1回に限りです。

・「省エネ設備導入・断熱改修」と「木材使用リフォーム」の見積書は分けてください。

・複数の工事を行う場合は、全ての工事の見積書を揃えて合計額で申請して下さい。

助成対象者	助成金額
◆以下の要件を全て満たす人 1. 防府市に住民登録をしている人 2. 市内に住宅を所有し(2親等以内の親族による所有を含む)、その住宅に居住している人 3. 市税の滞納がない人	助成対象となる工事費(消費税及び地方消費税を除く)の10%相当の市内共通商品券【上限10万円】 ※工事費の合計額が10万円未満(消費税及び地方消費税を除く)の場合は、対象となりません。

【工事別助成金額表】

工事内容	助成率	助成上限額
①省エネ設備導入	10%	10万円
②断熱改修		
③木材使用リフォーム(10㎡(0.15 ㎡)以上の木材使用)		
④木材使用リフォーム(③のうち山口県産木材を70%以上使用時)	20%	20万円

※消費税は補助対象になりません。

※④木材使用リフォーム(県産木材)と他の工事(①②)の両方を実施する場合の、上限額は20万円になります。

<エコライフ住宅推進事業の流れ>

1.交付申請書・添付書類の提出
・防府商工会議所へ郵送又は持参で提出してください。 ・添付書類は、「チェックリスト」で確認してください。※ 申請の受付は、先着順です。
↓ 書類審査・現地確認等 ※申請書受理日から2週間程度時間が掛かる場合があります。
2.交付決定通知書の交付(郵送)
・申請書類を審査し、要件に適合していた場合は交付決定通知書を交付します。 ・助成金交付決定後に、工事内容に変更が生じた場合は、必ず防府商工会議所にご相談ください。
↓
3.工事着手～工事完成
・交付決定日から4ヵ月後の月末までに工事に着手してください。 ・工事は、【令和8年1月31日(土)】までに完了してください。
↓
4.工事完了届・添付書類の提出
・工事完了から1ヵ月以内に防府商工会議所へ郵送又は持参で提出してください。 ・工事完了届に添付する書類は、「チェックリスト」で確認してください。 ・写真等、書類が不備の場合は、交付決定を取り消す場合があります。
↓ 書類審査・現地確認等
5.助成金交付確定通知書の交付・市内共通商品券の送付(郵送)
・交付確定通知書及び市内共通商品券(有効期限・交付日より6ヶ月間)は申請者ご本人に書留等でご郵送します。

<助成対象工事>

- ◆以下の要件をすべて満たす工事
1. 10万円以上(消費税及び地方消費税を除く)の既存住宅の省エネ設備導入、断熱改修もしくは、木材使用リフォーム工事(下表の対象工事を参照)
 2. 市内施工業者と直接契約して行う工事(本社等が市外にある業者が行う工事は対象外)
 3. 交付決定日から4ヶ月後の月末までに着工する工事。かつ、令和8年1月31日(土)までに完了する工事。
 4. 次に示す防府市の他の助成等の対象となる工事が含まれていないこと。
- ※当事業と防府市の他の助成等を併用する場合は他の助成等の対象となる工事を除いて申請してください。
- ①介護保険による住宅改修費の支給【高齢福祉課】※工事箇所が違う場合は併用可能
- ②障害者に対する住宅改修費の支給【障害福祉課】※工事箇所が違う場合は併用可能
- ③市住宅・建築物耐震化促進事業補助金【建築課】※工事箇所が違う場合は併用可能
- ※また、同一の内容で国、地方公共団体又はこれに準ずる団体からの補助金を受けていない、または受ける予定がないこと。

<①省エネ設備導入、②断熱改修工事一覧表>

	工事内容	備考
①省エネ設備導入	高効率給湯器等の設置(エコキュート、エコジョーズ、ハイブリッド給湯器等)	
	節水型トイレの設置	洗浄水量 6.0L 以下のもの
	高断熱浴槽の設置	JIS 規格を満たすもの※市 HP に掲載している対象一覧をご確認ください。
	LED 照明設備の設置	工事を伴うもの※電球のみ取替は不可
	家庭用燃料電池装置の設置(エネファーム)	
	太陽熱温水器の設置	
	太陽光発電設備の設置	
	家庭用蓄電池システムの設置	再生可能エネルギーとあわせて使用する 場合に限る
	家庭用電気自動車充電器の設置	
	全熱交換器(高機能換気設備)の設置	
	宅配ボックスの設置	工事を伴うもの
②断熱改修	外気と接する開口部の断熱改修 (複層ガラス、内窓設置、外窓交換、ドア交換、カバー工法)	
	外壁等(外壁、天井、床、屋根、屋上)の断熱材を使用した断熱改修	
	遮熱性塗料(高反射率塗料)・断熱塗料施工	

<③④木材使用リフォーム工事一覧表> 10㎡(0.15 ㎡)以上の木材使用を伴う改修が対象です。

工事内容(※)	備考
屋根、外壁、軒天の改修・修繕	10㎡(0.15 ㎡)以上の木材使用を伴うもの
床、壁、玄関、天井、建具等の改修・修繕	10㎡(0.15 ㎡)以上の木材使用を伴うもの
浴室、キッチン等の改修・修繕	10㎡(0.15 ㎡)以上の木材使用を伴うもの
ベランダ、バルコニー、ウッドデッキの改修・修繕	母屋に付属するもの ※新規設置は不可 10㎡(0.15 ㎡)以上の木材使用を伴うもの

※この表にない工事は、個別に審査し決定します。

書類取得方法:防府商工会議所窓口及び HP、防府市役所窓口及び HP 等



書類提出先:〒747-0037 防府市八王子2-8-9 防府商工会議所 エコライフ住宅推進事業係 宛

お問い合わせ:防府商工会議所(TEL 22-4352、FAX 22-4763)防府市商工振興課(TEL 25-2147、FAX 25-2108)